

一般仕様書 改正概要説明資料

改正 No	一般仕様書 改正箇所		項目	令和6年度の記載概要	令和7年度の改正概要
	ページ旧	ページ新			
1	全体	全体	全体	ページ番号は連番になっている。	章ごとでのページ番号とする。
2	33	1-32	6. 工場検査 (1)	会社決定後直ちに「工場検査立会申請書」(書式-19) 1部を提出し、監督員の承諾を受けなければならない。	会社決定後、「工場検査予定報告書」(書式-19)を監督員に提出しなければならない。
3	19	S-19	書式19		上記改正に合わせて改正
4	19	1-18	35. 休日作業届	受注者は、設計図書に定められている施工時間外及び官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に「休日・時間外作業届」(書式-14)を作成のうえ監督員に提出し、承諾を受けなければならない。	<p>受注者は、次のいずれかに該当する場合は、事前に工事に関係する浄化センターへ、浄化センターが指定する様式の作業届を電子メールにより提出するとともに、監督員へ口頭や電子メール等により連絡すること。ただし、現道上での作業の場合は作業届を監督員にも提出すること。</p> <p>ア 設計図書で定められた施工時間または施工計画書において定めた施工時間外に作業を行う場合 イ 定めがなくても夜間に作業を行う場合 ウ 官公庁の休日に作業を行う場合</p>

一般仕様書 改正概要説明資料

改正 No	一般仕様書 改正箇所			令和6年度の記載概要	令和7年度の改正概要
	ペ ジ旧	ペ ジ新	項目		
5	24	1-24	53. 保証期間	保証期間は原則引渡日から2カ年とする。ただし、特別な事由がある場合は受発注者間協議によることができる。 万一保証期間中に受注者の責任に帰すべき原因による事故が発生したときは直ちに発注者の指定する期間内に無償にて改造補修、又は新品と交換しなければならない。	保証期間は 契約書による 。ただし、特別な事由がある場合は受発注者間協議によることができる。 万一保証期間中に受注者の責任に帰すべき原因による事故が発生したときは直ちに発注者の指定する期間内に無償にて改造補修、又は新品と交換しなければならない。
6	22~ 25	1-24	55. アスベスト含有建設資材の使用禁止 56. 沖縄県リサイクル認定資材（ゆいくる材）の使用	左記項目について記載があるが、工事特記仕様書にも記載されている場合が多い。	「 特記仕様書による 」と記載する。
7	26な ど	1-26 など	第1章 総則 第2節 書類等の提出方法	随所に各書類の部数指定がある。	電子化が進んでいるため部数指定は削除する。
8	26	1-26	第1章 総則 第2節 書類等の提出方法 3. 担当組織届等	また、下請負の使用の有無にかかわらず「建設工事下請通知書」（第9号様式）2部、機器・主要資材製造会社の決定については、機器・主要資材メーカーリスト（書式-5）（原則として3社以上）を提出して、監督員と協議のうえ「機器・主要資材製造会社届」（書式-4）3部（1部は承諾返却分）をすみやかに提出しなければならない。	また、下請負の使用の有無にかかわらず「建設工事下請通知書」（第9号様式）を提出すること。また、機器・主要資材製造会社の選定次第、「 機器・主要資材製造会社届 」（書式-4）をすみやかに提出すること。 （※機器・主要資材メーカーリスト（書式-5）は廃止）

一般仕様書 改正概要説明資料

改正 No	一般仕様書 改正箇所		項目	令和6年度の記載概要	令和7年度の改正概要
	△- 旧	△- 新			
9			書式5	書式5	書式5を廃止様式とする
10	34	1-35	第1章 総則 第3節 検査・試運転 第2項 試運転 3. 試運転の注意事項	……なお、これらの資料で監督員が指示するものについては、公的又は権威ある試験所等の分析試験表による。	……なお、これらの資料で監督員が指示するものについては、 環境計量士による分析結果を添付すること。
11	33	1-33	第1章 総則 第3節 検査・試運転 第1項 検査 8. 社内検査	イ 受注者は、社内検査完了後「社内検査報告書・工場検査申請書」に検査試験成績表、その他の検査記録表、検査方法等を添付して速やかに監督員へ提出するものとする。なお、必要なものは、事前に公的又は権威ある試験所その他の機関による検査・試験を受け、その検査合格書及び試験成績書を合わせて提出するものとする。	イ 受注者は、社内検査完了後「社内検査報告書・工場検査申請書」に検査試験成績表、その他の検査記録表、検査方法等を添付して速やかに監督員へ提出するものとする。なお、必要なものは、事前に 必要なものは、事前に社外の専門機関等による検査・試験を受け、その結果が確認できる書面を合わせて提出するものとする。
12	45	3-3	第3章 機械設備 第2節 機器 2. 構造	(4) 地震力算定には、特記されている場合を除き、「下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会：2006年版）」並びに「建築設備耐震設計・施工指針（(財)日本建築センター：2014年版）」により機器の耐震設計を行う。また計算書を提出する。ただし、下記表の機器及び設備については、各種関係法令を参考とする。……	(4) 地震力算定には、特記されている場合を除き、「下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会：2014年版）」並びに「建築設備耐震設計・施工指針（(財)日本建築センター：2014年版）」により機器の耐震設計を行い、 計算書を提出すること。また、計算書は、機器と架台が一体となっている製品を除き、機器と架台間の固定ボルト及び架台と躯体間の固定ボルトについて、それぞれ個別に計算を行い提出すること。 ただし、下記表の機器及び設備については、各種関係法令を参考とする。……

一般仕様書 改正概要説明資料

改正 No	一般仕様書 改正箇所		項目	令和6年度の記載概要	令和7年度の改正概要
	^- シ旧	^- シ新			
13	100	4-5	第4章 電気設備 第2節 機器 第1項 電気機器 1. 共通事項	(9) 項目無し	(9) 地震力算定には、特記されている場合を除き、「下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会：2014年版）」並びに「建築設備耐震設計・施工指針（(財)日本建築センター：2014年版）」により機器の耐震設計を行い、計算書を提出すること。また、計算書は、機器と架台が一体となっている製品を除き、機器と架台間の固定ボルト及び架台と躯体間の固定ボルトについて、それぞれ個別に計算を行い提出すること。
14	14	1-13	第1章 総則 第1節 共通事項 25. 部分使用	(1) 契約書第34条の規定による部分使用の承諾は、「工事目的物の(全部・一部)使用承諾書」（第29号様式）により願い出るものとする。また、前記願い出についての承諾書を「工事目的物の(全部・一部)使用承諾書」（第29号様式）に参考例示する。	(1) 契約書第34条の規定による部分使用の協議は、「工事目的物の(全部・一部)使用承諾書」（第35号様式（県））により実施する。
15					上記のほか、文書レイアウトの変更、表記の統一や誤字の修正等の軽微な改正を行っている。